令和４年５月

**「国際福祉機器展H.C.R.2022」への共同出展者募集**

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課

神戸市では、東京ビッグサイトで開催される「国際福祉機器展Ｈ.Ｃ.Ｒ.2022」への共同出展企業を募集します。

**「国際福祉機器展Ｈ.Ｃ.Ｒ.2022」概要**

　○ 日　時　令和４年10月５日(水)～10月７日(金)

　○ 場　所　東京ビッグサイト　東展示ホール

　○ 主　催　全国社会福祉協議会／保健福祉広報協会

　○ 出展者数 500社（予定）/来場者数　100,000人（予定）

　○ 出展製品 福祉機器、介護等食品・調理器具、福祉施設・住宅環境設備／用品、

感染症等予防用品、在宅・施設サービス経営情報システム、出版・福祉機器情報

（展示会場での販売はできません）

**(１)共同出展概要**

①神戸市が出展する「神戸医療産業都市」ブース（約18㎡）での共同出展（４社程度）となります。

　　※ブースのデザイン等は神戸市が指定いたします。

②各社のパネル展示スペースはＡ１サイズ程度、展示台は間口１ｍ程度、奥行き50ｃｍ程度を予定しております。

③説明員の配置（常時１名以上）を必ず行ってください。パネルや配布資料のみの展示はできません。

④当展示会に他のブースでも出展する場合は出展いただけません。

**(２)出展対象企業**

次のいずれかを満たす上記の出展製品を開発または販売している企業

①神戸医療産業都市に拠点を設置（あるいは９月末までに予定）している企業

②神戸市内に本社または主たる事業所を置き、神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がない企業（主たる事業所とは、神戸市の法人市民税の課税対象となる事業所をいいます）

**(３)募集期間**

　令和４年５月16日（月）から令和４年６月６日（月）17:00まで

**(４)出展企業にご負担いただく費用**

・共同出展料　大企業10万円／中小企業３万円　（詳細は【備考】をご参照ください）

※共同出展企業決定後、共同出展社都合によるキャンセルの場合、返金はございません。

※会場使用料、基本装飾（社名表示版・壁・カーペット）、基本的な電気代及びその工事費、基本備品（展示台・スポットライト・コンセント等）の費用など、神戸市負担分の費用に充当いたします。

・神戸市負担以外の全ての費用 (旅費・宿泊費・製品／パネル製作費・配付物作製費・輸送費・出展に関わる保険料など)　※本展示会では、「出展社に責任が生じる事故・事件に対応した賠償責任保険」への加入が必須となります。

・出展される企業へ新型コロナウイルス感染症対策の実施をお願いする場合がございます。

**(５)応募方法**

●・下記の申込書を、神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課にE-Mailでご提出いただき

**提出後、確認のため、必ず078-322-6341（岸本・森田）まで、お電話をお願い致します。**

**申込書提出期限 令和４年６月６日（月）17:00まで必着**

●出展目的や展示品をできるだけ具体的にご記入ください。

※事務局により展示品に制約が設けられており、製品内容によっては出展できない可能性がございますので、ご了承ください。

**●応募多数の場合は、申込書記載内容または他展示会への共同出展の有無に基づき、出展企業を選定させていただくことがあります。（出展企業の選定のため、申込書記載内容以外にも追加で確認させて頂く事がございます）**※今回ご出展いただいた場合、今年度の他の展示会で応募多数となった際に、ご出展いただけないことがありますので予めご了承ください。

**●８月～10月頃の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、神戸市の判断にて、出展を取り止める可能性もございますので、予めご了承ください。**神戸市の判断で出展を取り止めた場合、共同出展料は返金しますが、パネル製作費・保険料など企業負担にて発生した費用の保証はございません。

●出展の可否は、６月中旬を目途に全てのお申し込み企業にお知らせいたします。

**（６）出展にかかわる連絡事項等**

・今回の展示会では、新型コロナウイルス感染症対策として、ブースが密になることを避けるため、会期当日の説明者数を１社あたり１日２名までとさせていただきます。

**(７) 申込書ご提出・お問い合わせ先**

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 誘致課　（担当：岸本・森田）

電話：078-322-6341　FAX：078-322-6010　　　　　E-Mail：[kbic-contact@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kbic-contact@office.city.kobe.lg.jp)

**※メールの容量は5MB以下です。容量を超える場合は受信できませんのでご注意ください。**

【備考】

※中小企業とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第２条第１項に規定する中小企業者に該当する事業者。ただし，大企業が実質的に経営に参画しているもの（以下「みなし大企業」※という。）を除く。

※「みなし大企業」とは，次のいずれかに該当するものとする。

ｱ.発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が，同一の大企業の所有に属している中小企業。

ｲ. 発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が，複数の大企業の所有に属している中小企業。

ｳ.大企業の役員又は職員を兼ねている者が，役員総数の２分の１以上を占めている中小企業。

※中小企業等経営強化法第２条第１項における「常時使用する従業員の数」とは，申請者が雇用する労働者のうち，労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇の予告を必要とする労働者の数とする。